

令和2年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和2年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,250,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,712,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		0	12,500	12,500
	1 一般会計繰入金	0	12,500	12,500
4 県債		0	1,237,500	1,237,500
	1 県債	0	1,237,500	1,237,500
歳入合計		462,056	1,250,000	1,712,056

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		374,520	1,250,000	1,624,520
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	374,520	1,250,000	1,624,520
歳 出 合 計		462,056	1,250,000	1,712,056

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
被災中小企業施設・設備整備支援貸付金	1,237,500	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ニに基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る宮城県、福島県及び栃木県に対する資金の貸付けに関する準則に定める利率	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ニに基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が定める令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る宮城県、福島県及び栃木県に対する資金の貸付けに関する準則に定める償還方法
計	1,237,500			